

公益社団法人三沢青年会議所 役員報酬規程

(目的)

第1条 本規程は、定款第35条の規程に基づき、公益社団法人三沢青年会議所役員報酬規程を定める。

第2条 本会議所の役員、直前理事長及び顧問は、無報酬とする。ただし、正会員の資格を有しない監事には、報酬を支給することができる。

2 正会員の資格を有しない監事の報酬は月額5,000円を上限とし、総会の決議によって定める。

3 前項にかかわらず、当該監事から報酬の辞退の申し入れがあった場合には報酬を支給しない。

第3条 役員の報酬は、その金額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 前項にかかわらず、役員が報酬の全部又は一部につき自己の預貯金口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

3 役員報酬の支給日は、その月の月額的全額を毎月末日に支給することを原則とし、その支給日が休日に当たるときは、支給日を繰り上げる。

第4条 本規程の変更及び廃止については、総会において行う。

平成24年11月22日制定

平成26年 5月22日改訂